

令和7年国勢調査の実施概要

統計企画課

1 調査の目的

国勢調査は、統計法第5条第2項の規定に基づいて実施する人及び世帯に関する全数調査（基幹統計調査）で、国、県、市町村の各種行政施策その他の基礎資料を得ることを目的とする。

大正9年（1920年）から5年ごとに実施され、令和7年国勢調査は22回目に当たる。

2 調査の時期

令和7年10月1日（水）午前零時現在を基準。

3 調査の対象

令和7年10月1日現在、我が国に常住している（3か月以上住んでいる人や3か月以上にわたって住む予定の人）すべての人。

4 調査事項・・・17項目

ア 世帯員に関する事項

「氏名」「男女の別」「出生の年月」など13項目。

イ 世帯に関する事項

「世帯員の数」など4項目。

5 調査の系統

総務省統計局 — 県 — 市町村 — 指導員 — 調査員

6 調査の方法

調査員が調査書類を世帯ごとに配布し、インターネットでの回答あるいは紙の調査票に記入し、調査員に直接提出又は市町村に郵送提出（実施は市町村が選択）する方法により実施。

7 結果の集計・公表

調査結果の第一報は、令和8年5月末までに、「人口速報集計」として公表される。その後、基本集計等の集計区分に応じ、順次、公表される。

以上